Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近江商人, または江州商人出現の社会的背景
Sub Title	Social background of the emergence of Ohmi merchants, or Goshu merchants
Author	末永, 國紀(Suenaga, Kunitoshi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2014
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.6 (2014. 2) ,p.23- 31
JaLC DOI	
Abstract	日本の歴史に本格的な商工業者が出現するのは、800年前頃からである。現在の滋賀県域から出現した近江商人(江州商人)も、同じ頃から商業活動を開始した。近世になると、近江に本宅を置き、出店を全国展開する典型的な近江商人が出現した。本稿では、典型的な近江商人の発祥の背景について考察した。その際に注目したのは、近江商人出現の社会的基盤である。なかでも、商人団体の機能と行商から身を興した豪商の果たした役割が大きかった。商いによって立身を目指す郷里の後輩への先輩商人の物心両面の支援がいかに重要であったかを、具体的な事例にもとづいて明らかにした。 The merchants and craftsmen appear in the history of Japan approximately eight hundred years ago. The Ohmi (Goshu) merchants who emerge in the area currently known as Shiga Prefecture, also started commercial activities in the same period. Typical Ohmi merchants emerged during the early modern era. They placed their headquarters in Ohmi and established their branches throughout Japan. In this paper, I examined background of emergence of typical Ohmi merchants. In this endeavor, I paid special attention to their social foundation, such as the functions of merchants' association as well as the roles of business magnates who started their activities as peddling merchants, which I found important. I shed light on the importance of moral and financial support of predecessors extended to their juniors from their home town who strive for success in business practices, with some concrete evidences.
Notes	今口忠政教授退任記念号#論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234 698-20140200-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近江商人、または江州商人出現の社会的背景 Social Background of the Emergence of Ohmi Merchants, or Goshu ,Merchants

末永 國紀(Kunitoshi Suenaga)

日本の歴史に商工業者が出現するのは、800年前頃からである。現在の滋賀県域から出現した近江商人(江州商人)も、同じ頃から商業活動を開始した。近世になると、近江に本店を置き、支店を全国展開する典型的な近江商人が出現した。

本稿では、典型的な近江商人の発祥の背景について考察した。その際に注目したのは、近江商人出現の社会的基盤である。なかでも、商人団体の機能と行商から身を興した豪商の果たした役割が大きかった。商いによって立身を目指す郷里の後輩への先輩商人の物心両面の支援がいかに重要であったかを、具体的な事例にもとづいて明らかにした。

The merchants and craftsmen appear in the history of Japan approximately eight hundred years ago. The Ohmi (Goshu) merchants who emerge in the area currently known as Shiga Prefecture, also started commercial activities in the same period. Typical Ohmi merchants emerged during the early modern era. They placed their headquarters in Ohmi and established their branches throughout Japan.

In this paper, I examined background of emergence of typical Ohmi merchants. In this endeavor, I paid special attention to their social foundation, such as the functions of merchants' association as well as the roles of business magnates who started their activities as peddling merchants, which I found important. I shed light on the importance of moral and financial support of predecessors extended to their juniors from their home town who strive for success in business practices, with some concrete evidences.

三田商学研究 第56巻第6号 2014年2月

近江商人、または江州商人出現の社会的背景

末 永 國 紀

<要 約>

日本の歴史に本格的な商工業者が出現するのは、800年前頃からである。現在の滋賀県域から出現した近江商人(江州商人)も、同じ頃から商業活動を開始した。近世になると、近江に本宅を置き、出店を全国展開する典型的な近江商人が出現した。

本稿では、典型的な近江商人の発祥の背景について考察した。その際に注目したのは、近江商人出現の社会的基盤である。なかでも、商人団体の機能と行商から身を興した豪商の果たした役割が大きかった。商いによって立身を目指す郷里の後輩への先輩商人の物心両面の支援がいかに重要であったかを、具体的な事例にもとづいて明らかにした。

<キーワード>

近江商人, 行商, 本宅, 出店, 社会的基盤, 商人団体, 豪商

はじめに

本論では先ず,近江商人,またはその同義語である江州商人について,その長期間で広域にわたる活動を鎌倉から現代にいたる略史として振り返る。次いで,その発祥の背景を探ることを目的とする。その際,主として注目するのは、団結の源となった商人団体の役割と,近江(江州)に本宅を据え続けた豪商の果たした社会的役割についてである。

1 近江商人、または江州商人とその略史

近江商人または江州商人という呼び方は、生国近江に本宅を据え、行商や出店によって他国商いに従事する商人を、他国の人々が近江出身の商人または江州から来た商人という意味で呼んだことに由来する。呼称に関する最も古い文書は管見の限りでは、文亀2年(1502)5月28日に敦賀地方の領主朝倉教景(宗滴)が敦賀の河舟団体へ発令した次のような文書が初見である。

| デ永十五年以来如成敗可商買,但江州商人に舟をしたてかはすましき者也,仍狀如件 | 文亀貮五月廿八日 | 花押(教景) | 河舟中

敦賀地方で活動する江州商人に対して河舟を提供することを禁じた布令であり、このことは逆に江州商人による盛んな隣国商いの様子を伝えるものである。また、同地方における天正6年(1578)正月の文書も、江州商人を名指ししてその活動が不当であるとして領主に訴えている。

もとより近江の人々による隣国行商は、はるか以前から行われていたのであり、そのことは東近江市の『今堀日吉神社文書』によっても知ることができる。すなわち、文応元年(1260)3月15日の日付のある次のような小幡商人連署請状案である。

伊勢のあき人と近江のあき人と沙汰事,三年三月に当国の悦に落居候畢,就其は百五十余貫 文の沙汰用途を,小幡のあき人等其配分不出候間,末代まて伊勢国立へからさる者也,若押 も立仁あらハ,随見合,人物何ケ度も被取可申者也,鞍同もかれ可申者也,其時更ニ一口の 子細を申ましく候,仍為末代亀鏡状如件

藤内太郎

文応元年三月十五日

同所 熊三郎 同所 彦五郎

近江国蒲生郡の保内商人と同国神崎郡の小幡商人は、同国愛知郡の沓掛商人や蒲生郡の石塔商人とともに鈴鹿山脈を越えて伊勢国へ行商する四本商人、あるいは山越商人と呼ばれた座を結成するような特権商人集団である。この文書は、伊勢の商人側と近江の商人側が裁判で対決した際、近江の商人側の勝利となったが、その裁判費用150貫文余を近江の商人側の小幡商人が分担負担しなかったので、以後小幡商人は伊勢国に立ち入らないことに同意した、もしその禁令を破った場合は、身柄や商品ばかりでなく、運送に使う馬の鞍まで「もがれる」、すなわち押収されても異議を申し立てないことを小幡商人が約束したという文意である。

しかしこの文書は、応永末年(1420年代)の保内商人と小幡商人の相論に際して、今堀日吉神社の神人であった保内商人に有利なように作成された偽作文書とされている。そもそも文応元年は、正元2年4月13日に改元されているので、その点だけをとっても、文応元年3月15日の文書

^{1) 「}道川文書」, 『滋賀縣史』第五巻, 滋賀縣, 1928年, 310頁。

²⁾ 同書. 311頁。

^{3) 『}近江商人事績写真帖』上卷,滋賀県経済協会,1930年,第六図。前掲,『滋賀縣史』第五卷,146-147 頁。『今堀日吉神社文書』,日吉文書刊行会,1975年,132-133頁。

というのはありえないことになる。

ただ、この偽作文書を通しても、応永年間の近江の人々にとって、160年以上前の鎌倉中期の 文応頃の伊勢への隣国商業は、共通認識として存在していたことを窺うことができる。そうとす れば、近江の人々の隣国商業の開始は文応年間を超えて、少なくとも鎌倉の初期に遡ることがで きるであろう。平安末から鎌倉初期にかけては、商工業によって生計を立てたり、生計の補助と したりする人々が発祥した時期である。現在の滋賀県域である近江国出身者であって、本宅を近 江に置いて、他国商いに従事した人々こそ近江商人、江州商人と呼ばれる有資格者であるとすれ ば、その前史は、鎌倉時代に始まる中世の隊商を組んでの隣国商業から始まるといえる。

江戸時代に入って、天下が統一されて治安が良くなり、街道や宿場の制度が整ってくると、単独、あるいは少人数での旅ができるようになり、持下り商いや諸国産物廻しと呼ばれる現代商社の先駆をなす商いの手法を採った近江商人、江州商人の足跡や出店は、北海道の松前・江差から九州の長崎・鹿児島に見られるようになった。なかでも出店の数が多かったのは、関東である。これらの出店では、呉服太物、小間物から荒物にいたる日用品を扱い、同時に酒造業などの醸造業や質屋・両替商などの金融業に従事した。近江国日野の出身で、享保3年(1718)以来、駿河国御殿場を中心に醸造業や日用品の卸小売りなどの出店を数ヵ所にわたって設けた山中兵右衛門などもその1人である。

近江商人, 江州商人による出店設置は, 明治・大正期に入ってもなお活発であった。その範囲は朝鮮や中国はもとより, 南北アメリカにまで広がった。大正・昭和初期に編纂された蒲生・神崎・愛知の3つの郡誌の内外を含めた出店統計によれば, 1920年代に存在した出店数は, 実に106に上る。これらの出店の後身が, 現在の近江商人系企業である。

現代の日本は、世界一の老舗企業大国といわれ、社歴が100年を超える企業は、5万社以上あり、200年を数える企業は世界の45%に及んでいるといわれる。この老舗企業の一角を占めているのが、近江商人系企業であり、800年を超える歴史を持った近江商人、江州商人は、まさに日本型経営の源流の位置にある。

2 商人団体結成による団結

これまで多数の近江商人, 江州商人が長期間にわたって出現した背景については, その起源論を中心に議論されてきた。例えば, 渡来人説・武士起源説・市座説・交通要衝説・帝都接近説・湖上移動習性説・廃城奮起説・中世からの商業活動の伝統が近世になって開花したという来潮待

⁴⁾ 山本啓四郎「中世商人の偽文書作成」『歴史と生活』慶應義塾経済史学会,第6巻第3・4合併号,1943年,pp.23-28。仲村研「保内商業の展開過程――小幡・石塔との相論を中心に」『社会科学』同志社大学人文科学研究所,1977年,pp.210-253。

⁵⁾ 山中家については、末永國紀『近代近江商人経営史論』有斐閣,1997年、松元宏編『近江日野商人の研究――山中兵右衛門家の経営と事業』日本経済評論社,2010年を参照。

⁶⁾ 前掲、末永『近代近江商人経営史論』、2頁。

⁷⁾ 後藤俊夫による2011年6月20日の同志社大学における事業承継学会研究例会報告。

機説・封建的経済統制の弛緩によって商業活動が活発化したという雪解け説などである。起源論 8) についての代表的な論考は、江頭恒治によって整理されている。

これらの起源論は、それぞれに多少とも肯綮にあたるものを含んでいるものもあるが、決定的な言説とはいえない。従来の起源論は近江商人、江州商人の活動と特徴は近世において最も発揮されたということを前提として、その起源を考察するというスタンスを採っている。近代における活動は、ほとんど研究対象とされないままでの起源論である。

しかし、現在においては近江商人、江州商人の活動は江戸時代で終わるものではなく、明治・ 大正期の近代においても活発であり、前述のように出店は陸続として開かれていることが明らか になっていることからをみても、起源論にこだわることなく、近江国内、特に長期間にわたって 広域に活動する商人を大量に生み出した地域における社会的基盤について考察する必要がある。

その際、注目すべきは近江商人、江州商人の国外での活動形態と近江国内での存在形態である。 国外商業に従事する各々の近江商人、江州商人は、主に出向先別に商人団体を組織していた。組 織化の目的は、相互扶助によって競争を避け、権益を守り、商圏の拡張に努めることであった。 また、これらの商人団体は機能的に情報を把握し、活用するための仕組みという側面も有してい た。

商人団体の規約を紹介しよう。天保13年(1842)に組織された和歌山持下りの呉服商人の団体である若栄講は、和歌山表では講仲間以外の者とは一切取引しないこと、得意先からの提案には講中全体で協議すること、得意先による売掛代金の滞りが発生した時も講中全体として交渉すること、加入金は1戸10両として、その利子を春秋2度の参会費用に充てることなどを規定している。さらに安政2年(1855)には規定を更新し、新規の持下り商人については、初度は講への未加入でも活動を許容するが2度目からは講加入を必須とすること、講の集会への不参者に対しては不参料を徴収することを追加規定している。

その他、元文2年(1737)11月に結成された北海道に進出した近江八幡と湖東湖岸の薩摩・柳川の商人が結んだ両浜組、江戸に出店を開く近江八幡の商人によって結成された江戸ゑびす講、仙台・最上・福島に発展した近江八幡の商人10人による宝暦14年(明和元年<1764>)の恵美須講、伊予松山持下り商による天保頃からの住吉講、九州への持下り仲間による栄九講、呉服行商のために薩摩に出かけた薩州持下り仲間などについては、紙幅の関係から詳述は割愛せざるを得ない。

ただ、蒲生郡日野町在住の商人によって組織された日野大当番仲間は参加人数の多さといい、継続期間の長さといい、他に類例を見ない壮大な組織なので、少しく内容にふれておきたい。ちなみに明和7年(1770)の仲間員数は439人、うち日野町は307人である。他地域の参加者は30%を占め、周辺地域の八日市・八幡・水口・土山の商人や京都の商人にまで広がっている。大当番仲間は明治中期まで存続した。

⁸⁾ 江頭恒治『近江商人』弘文堂, 1959年, 211-236頁。

⁹⁾ 詳しくは、前掲、末永『近代近江商人経営史論』、5-13頁。

¹⁰⁾ 江頭恒治『江州商人』至文堂, 1965年, 48-49頁。

日野大当番仲間の団結には2本の柱があった。1つの柱は売掛債権が滞った場合の処置について、元禄3年(1690)の規約によって次のように明文化されていたことである。

一,我等仲間之儀,従先年諸国江罷越商致候事ハ難有茂上聞二達,依之何事ニ不寄願書奉捧 候時,仲間役人当番加判之上先達致,御評定所江召連被出候,尤急成時者格別,何方様 迄茂欠込訴置,後最寄ニ居候仲間江通達致,相談之上,渡世之障ニ不相成様ニ可致候事

上の規約の文言は次のように解される。我々仲間が以前から諸国へ出かけて商売に従事していることは、幕府も承知しているところであり、何事によらず請願したい場合は、仲間当番役の加判の上で、その介添えを得て、幕府の最高裁判所ともいうべき評定所へ出頭すること、もし急を要する時は、その土地の領主へ駆け込み訴えの後、付近に居合わせた仲間に相談の上、商売の差し支えにならないように処置することというものである。

幕府による日野商人の債権処理の手続きは、正徳2年(1712)に日野の村井・大窪の両町が幕領から水口藩領となった際の、幕府代官竹田喜左衛門による引継ぎ文書によってより一層明確になる。

右両町国々江商売二罷越シ売係ケ等滞候節,此方へ訴申二付,帳面等吟味仕,御勘定頭中江 致添状,江戸へ差下シ候得者,早速御裏判被遣,出入相済申候,両町商売二而渡世仕候者共 故,売掛金滞候而者難儀仕候段御勘定所へ申立,添状二而済申儀二御座候,御請取後茂左様 可有御座候間,御賢慮被添候様ニト先年之訳申送候事

すなわち上によれば、これまで、村井・大窪両町の住民は商売のために他国へ出かけていって 売掛金が滞った場合は、関係帳面をよく吟味した上で、幕府の勘定頭(後の勘定奉行)宛に添状 を付けて江戸へ下せば、直にその裏判を得て、決着することになっている。両町民は商売で生計 を立てている身なので、売掛金が滞っては生活にも難儀する。そのような場合は幕府の勘定所へ の添状による訴えによって速やかに解決することになっているので、両町が幕領から水口藩領に 組み入れられた後も、以上のような先年からの事情に留意されるように申し送る次第である。

売掛金の債権が、添状だけで即決するというのであるから手厚い保護である。日野大当番仲間の中核をなす村井・大窪の両町民に認められたこの特権は、他の大当番仲間にも均霑したと考えるのが妥当であろう。他国商いに従事する商人にとって、遠隔地での債権の延滞は非常に難儀するところであり、その確保は重大な関心事である。大当番仲間の債権が、個々の領主の上位に位置する幕府によって優先的に保護されていればこそ、日野町民ばかりでなく、加盟員全体の30%を占め、100人をはるかに超える周辺地域からの大当番仲間への加入も納得できるであろう。

¹¹⁾ 以下,同書,55-57頁。

大当番仲間のもう1つの柱は、東海道と中山道における特約旅館制度である。旅商を基本とする商人にとって、安全で快適な止宿の便宜を得られる宿は必須である。「日野商人定宿」の看板を掲げた旅宿は、旅の慰安ばかりでなく、商品・金銭の取扱委託サービスも可能であり、情報交換の場としても活用できた。明和7年の定宿数は181であり、携帯用の「日野大当番定宿簿」には、所在地を記した指定旅館にそれぞれ番号が与えられていた。

3 出現の社会的基盤

近江商人, 江州商人発祥についてこれまでの議論で欠けていたのは, 商いに成功した先達商人, 豪商が本宅を近江に据え続けたことによる社会的な影響についての視点である。行商から身を興し、資産を築くことに成功した商人の白壁の映える本宅は, 周辺の若者の向上心を刺激したであろうことは想像に難くない。商いによって立身出世を図ろうとする若者にとって, 元手金の調達は最初の関門である。そこを突破して商いを始めたにしても, 運転資金の欠乏や売掛金の焦げ付きといった次の関門が立ちふさがるのは避けられない。そうした関門に対して, 成功した先輩商人からの援助や忠言は, それを乗り越えるための何よりの支援となった。いくつかの事例を挙げよう。

神崎郡位田村出身であり、松居久左衛門家3代目当主である明和7年(1770) 生まれの松居遊見は、25歳で受け継いだ純資産を、没年となった安政2年(1855) には10倍以上の銀4489貫967 匁に増加させた商いの達人であり、同時に徳望家としても当時から著名であった。丁吟と呼ばれ、幕末から明治にかけて豪商となった愛知郡小田苅村の丁子屋小林吟右衛門家の興隆には、遊見の資金援助が1つの契機となっていることは、松居家に残された『松居家聞書集』にも記されている。

寛政10年(1798)を創業年とし、天保2年(1831)に江戸店を開設した丁吟の創業期についての実証研究によって、松居家は丁吟の初期の営業活動に必要な資金提供者の1人であったことが明らかになっている。例えば、丁吟が遊見から営業資金を借り入れていたことは、松居家に残っている次に掲げる文化11年(1814)の史料「一札之事」からも明らかである。

一札之事

一 此度貴公様我等両人何角商売事ニ付,諸代呂物金銀折々借シ被遊被下候ニ付,若不埒之 義御座候ハ、東海道筋帳面差出し,両人共ニ取しらべ急度勘定可仕,乍然此後取引無時 者,此証文御返シ被遊可被下候,為後日一札仍而如件

文化十一年

戌十二月日

¹²⁾ 末永國紀「松居久左衛門家の蓄積と理念」『経済学論叢』同志社大学,第61巻第3号,pp.1-38。

¹³⁾ 丁吟史研究会編『変革期の商人資本――近江商人丁吟の研究』吉川弘文館,1984年,18-19頁。

¹⁴⁾ 末永, 松居家, 前揭論文。

愛知郡小田苅村 吟次郎 印 同郡長村 吉三郎 印

上の史料は、吟次郎(後の吟右衛門)と吉三郎の連名で、久左衛門(遊見)宛に差し出された証文である。その文意は、商品の仕入れ金を久左衛門から借用し、東海道筋へ行商していた吟次郎と吉三郎に対して、遊見が不審に思うようなことがあれば帳面を差し出し、点検を受けるが、そのような融資を受けなくなったならば、この証文を返却してもらいたいという内容である。東海道筋への他国商いに従事していた吟次郎が、遊見から商売上の資金を借り入れていた明らかな証左である。商いによる立身出世の夢を粘り強く抱いた農民であった丁吟を資金援助したという『松居家聞書集』の伝聞と、初期の丁吟の実際の資金提供者の1人が遊見であったという実証研究の結果は、合致しているのである。

このような資金融通によって、遊見が近隣の後輩の苦境を助けた逸話は他にもある。明治40年 (1907) 12月に、神崎郡北五個荘小学校訓導の村住千太郎によって編纂された私家版『松居 高田両氏の伝記』には、次のような逸話が載せられている。

当時同村ニ某ナル人アリ、加賀ニ行商ヲナシ居リシガ、或年加賀ノ国ニ凶作打続き、為ニ破産スルモノ数知レズ、時ノ藩侯国内ニ令シテ貸借共取消ノ令ヲ発ス、即借金ハ返サズモヨシト云フ藩令ナリ、往昔ハ今日想像ダモ難キ無謀ノ法令ヲ発スル事アリ、某其法令ノ為メニ加賀ニアル掛金全部損失トナリ、如何共詮様ナク、不得已帰国シテ男泣キニ泣キツツアリシガ、遊見翁ハ、某ノ宅ニ至リシニ、某泣キテ(私ハ死ンデ仕舞ヲーカト思ヒマス)と日ヒタルニ、翁ハ(君ハ死ヌノガヨカロート)云ヒ、其侭家ニ帰リタリ、然ルニ某考フルニ、翁ノ如キ慈善ノ心厚キ人ガ(死ヌガヨカロー)と云ハレシ意ヲ解スルニ苦ミ、漸ク考へ出シタルハ、今加賀ノ国ハ藩令ノ為メ他国ヨリ入ル商人何レモ帰国シ、一人トシテ加賀へ行商スルモノナシ、此際行商シ現金ニテ売ラバ利益多カルヘシトテ意ヲ翻シ、之ヲ翁ニ謀リシニ、翁ハ先キノ過言ヲ謝シ資本ヲ貸与セシカバ、某ハ直ニ商品ヲ仕入、加賀ニ行キ現金ニテ売捌キシニ、多大ノ利益ヲ得、先キノ損失ヲ取返シタリト云フ

上の挿話は、以下のようにまとめられる。遊見と同村の某は、加賀への持下り商いに従事していたが、徳政令の布告によって掛売り代金のすべてを失って帰国し、悲嘆にくれていたところへ遊見が現れた。某は遊見に、死んでしまおうかと訴えた。遊見は、それなら死んでしまえばよい

¹⁵⁾ 末永, 松居家, 前揭論文。

と言い捨てて帰った。某は、遊見ほどの徳望家から冷たくあしらわれ、その謎解きに苦しんだ。 某は思案の末、漸く加賀で現金販売することを思いつき、遊見に企図を賞賛され、商品仕入金も 貸与されて再度加賀へ出向き、一挙に劣勢を挽回したというのである。この話は、いきなり援助 をあたえることなく、硬軟取り混ぜた接触を保ちながら後輩の成長を導いた、遊見の商いの先達 振りをよく伝えている。

加賀藩では、天保8年(1837)の大凶作を契機に、実際に徳政令が発布されているので、この挿話には、一定の裏付けがある。また、この挿話の主人公である遊見と同村の某という人物は、小杉五郎右衛門淨淳のことであることが分かっている。

商人を目指す後進の道を拓いたという点では、他にも事例がある。日野商人の初代中井源左衛門と小谷庄三郎、近江八幡商人の西川甚五郎家と市田利助家の関係などである。このうち、西川甚五郎家の事例については、近代になってからのことでもあるので、若干付加しておこう。市田清兵衛家の分家市田利助家では、明治17年(1884)に、当主4代目利助と弟の寅吉が東京出店を目的に、近江八幡を代表する大商人である11代目西川甚五郎重威の東京店に奉公することになった。奉公3年にして市田兄弟が日本橋小網町に畳表店を開店するに際して、重威は資金・出店場所の世話等同郷の後輩への助力を厭わなかった。

むすび

以上の行論をまとめてむすびとしよう。

近江商人と同義である江州商人という呼称は、すでに戦国時代の文亀2年の文書に見えている。 近江に本宅を据え、他国商いに従事する人々を近江商人、江州商人と規定するならば、その前史 は鎌倉初期にまで遡及でき、本格的活動の時期は江戸・明治・大正に及び、その末裔は近江商人 系企業として現代の老舗企業の一角を占めている。

こうした長い歴史を有する近江商人、江州商人発祥の背景を探る際に留意するべきことは、従来のような、近江国開発における古代の渡来人との関わりや中世の座商人の活動にみられる歴史的基盤、東海道・中山道・北国街道、琵琶湖の舟運など近江の交通の要衝としての地理的条件に加えて、その社会的基盤である。

すなわち、商人団体の存在と本宅を近江に据え続けた成功商人による商界を目指す後進への支援である。主として出向地別に組織された商人団体は、協定によって利潤を確保するというような意味では一種のカルテル的な側面があったが、団体結成による相互扶助によって遠隔地商業の危うさから加盟員を守ろうとした側面のあったことが注目される。遠国での債権確保のため、若栄講のように団体で交渉に臨んだり、日野大当番仲間のように江戸幕府の保証を得たりして、団

¹⁶⁾ 前田育徳会『加賀藩史料』第拾四編, 1941年, 827頁。

¹⁷⁾ 滋賀県経済協会『近江商人事績写真帖』下巻,1930年,第七七図。

¹⁸⁾ 平瀬光慶『近江商人』近江尚商会, 1911年, 155-156頁。

^{19) 『}近江八幡の歴史』第五巻, 2012年, 95頁。

体の力によって商権を維持しようとしたことは、その好い例である。

豪商の本宅が近江に据えられていたということ自体が、一種のデモンストレーション効果となり、周辺の青少年に立身出世への夢をかき立てた。そればかりでなく、豪商自身も初心者へ商用の費用を用立てたり、商いのアドヴァイスを与えたりして後進を育成したのである。時空を超えて活動した近江商人、江州商人の発祥の背景には、このような風土、社会的基盤があったということがもっと注目されなければならないであろう。

[同志社大学]